

各種諮問機関等

1 火災予防審議会

火災予防審議会は、都知事が、火災予防上の課題などに対し、学識経験者や関係行政機関の意見を得るために設置されており、審議結果はその後の火災予防対策に活かされています。審議会には、人命安全対策部会と地震対策部会の2つの部会が設置され、当庁が事務局を担っています。

昭和47年3月に火災予防条例により設置され、同年11月に第1期火災予防審議会が開始されて以降、現在は第25期火災予防審議会（令和3年7月～）が実施されています。

（1）人命安全対策部会

火災の予防技術や火災による人命の安全対策などに関する調査や審議を行っています。

第24期火災予防審議会では、「スマートシティにおける超高齢社会の防火安全対策の在り方」をテーマに審議が行われ、当庁がこれまで実施してきた住宅防火対策について過去の火災データの分析により、一定の効果が確認できることから、今後も積極的に継続する必要があると提言されました。他には、住宅用火災警報器の作動確認及び設置後10年が経過した本体交換の推奨や、新しい技術を活用した住宅防火対策の開発・活用を行うべきとも提言されました。

現在の第25期火災予防審議会では「建築物のステージに応じた実効性ある防火安全対策の在り方 ～新築工事から使用中における対策～」をテーマに審議が行われています。

（2）地震対策部会

地震による火災の予防対策に関することとして、出火防止対策及び延焼拡大防止対策などの人的、物的被害の軽減に関する調査や審議を行っています。

第24期火災予防審議会では、「社会情勢の変化と技術革新を見据えた震災対策の在り方」をテーマに審議が行われ、将来社会における地震時の問題の解決に向け、新技術の積極活用や、地域住民・官民との協力・創造により新たな震災対策を展開する「新技術と協創で実現する新たな震災対策」というコンセプトが提言されました。

現在の第25期火災予防審議会では「地震時における災害の複合化を考慮した消防防災対策の在り方」をテーマに審議が行われています。

2 救急業務の適正な推進に関する機関等

(1) 東京消防庁救急業務懇話会

救急業務の適正な推進を図るため、消防総監の諮問機関として、「救急業務等に関する条例」第12条に基づき開催されています。現在まで、延べ33回にわたる諮問事項に答申しており、東京消防庁の救急業務の充実発展と救急行政の効果的な発展に寄与しています。

■ 懇話会内容

諮問年月日	諮問事項	施策の具現化
第31期 平成23年9月27日	バイスタンダーとして、誰もが安心して救護の手をさしのべるための方策はいかにあるべきか	応急手当奨励制度の拡充
第32期 平成24年11月5日	航空隊及び消防救助機動部隊における救急救命士に求められる能力及び教育体制はいかにあるべきか	航空消防救助機動部隊の救急資格者への教養
第33期 平成30年4月27日	高齢者救急需要への取組はいかにあるべきか	心肺そ生を望まない傷病者への対応について運用開始

(2) 東京都メディカルコントロール協議会

主として、医学的観点から救急活動の質を保障するための制度（いわゆるメディカルコントロール体制）を担うために、平成14年11月に設置された協議会で、東京都医師会、救急医療機関、東京都総務局、東京都福祉保健局、東京消防庁等から構成されています。

東京都では、本協議会を消防法第35条8に規定されている「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準の協議、並びに連絡調整等を行うための協議会」としても位置付けることとしたため、東京都メディカルコントロール協議会は、消防法上の協議会としての側面も持つ協議会となっています。